

吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項および会社法施行規則第 189 条に定める書面)
(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2025 年 7 月 1 日

株式会社ユーグレナ

株式会社ジーンクエスト

2025年7月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第801条第3項及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都港区芝五丁目29番11号

株式会社ユーグレナ

代表取締役 出雲 充

東京都港区芝五丁目29番11号G-BASE田町

株式会社ジーンクエスト

代表取締役 岩田 修

株式会社ユーグレナ（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社ジーンクエスト（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2025年3月3日付で締結した吸収合併契約に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、吸収分割会社の遺伝子解析サービスに関する事業を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割を行いました。

この書類は、会社法第791条第1項及び第801条第3項並びに会社法施行規則第189条の規定に基づき、本店に備え置くために作成したものです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025年7月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2（吸収分割をやめることの請求）の規定による請求にかかる手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

本件分割においては、吸収分割承継会社が本件分割に際して吸収分割会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる吸収分割承継会社の新株予約権を交付しないため、会社法第787条の規定に基づく手続を実施していません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに吸収分割会社の定款第 4 条に従い、2025 年 5 月 8 日に官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収分割をやめることの請求）の規定による請求にかかる手続の経過

吸収分割承継会社の株主は、吸収分割会社のみであるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

吸収分割承継会社の株主は、吸収分割会社のみであるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに吸収分割承継会社の定款第 5 条に従い、2025 年 4 月 18 日に日刊工業新聞及び 2025 年 5 月 8 日に官報において債権者に対する公告を行いました。同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって吸収分割会社における承継対象権利義務を承継しました。

5. 変更登記の日

2025 年 7 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上